

令和3年第2回定例会（9月議会）  
建設部 提出資料（9月16日）

建設委員会

【所管関係】

- |                    |                                       |       |
|--------------------|---------------------------------------|-------|
| ○ 下水道マネジメント<br>推進課 | 令和2年度下水道事業会計決算に基づく資金不足比率<br>(速報値)について | ・・・ 1 |
| ○ 河川砂防課            | 盛土による災害防止に向けた取組について                   | ・・・ 2 |



## 令和2年度下水道事業会計決算に基づく 資金不足比率（速報値）について

令和3年9月16日  
下水道マネジメント推進課

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づいて算出した令和2年度下水道事業会計決算における「資金不足比率」については、次のとおりである。

なお、確定値は、監査委員の意見を付した上で決算特別委員会で財政課より報告される予定である。

### 資金不足比率

	令和2年度決算
下水道事業会計	-%

※「-」は資金不足が生じてないことを示している。

### 〔参考1〕資金不足比率の算定方法

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{①資金の不足額}}{\text{②事業の規模}}$$

#### ①資金の不足額

$$( \text{流動負債} + \text{建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起きた地方債の現在高} ) - \text{流動資産} - \text{解消可能資金不足額}$$

#### ②事業の規模

$$\text{営業収益の額} - \text{受託工事収益の額}$$

### 〔参考2〕経営健全化基準

	経営健全化基準	指標の説明
資金不足比率	20%	公営企業会計における資金不足額の事業規模に対する比率 ※基準以上となった場合は、「経営健全化計画」を定めなければならない。

# 盛土による災害防止に向けた取組について

令和3年9月16日  
河川砂防課

## 1 概要

- ・県では、今年7月に発生した静岡県熱海市の土石流災害を踏まえ、土地利用規制（都市計画法、砂防法、農地法、森林法等）や廃棄物の規制等を所管する府内関係課及び市町村と連携・調整を図りながら、盛土箇所の把握と点検を進めている。

## 2 これまでの県の取組

- ①大規模盛土造成地261箇所のうち、土砂災害警戒区域（土石流）に影響を及ぼす可能性がある3箇所について点検実施
- ②林地開発許可中の99地区のうち、盛土が行われている38地区について点検実施  
→①、②ともに異常は確認されていない

## 3 実施中の総点検の内容

### （1）盛土の把握

- ・許可・届出資料等から確認
- ・国から提供の盛土可能性箇所データから推定
- ・住民からの通報（市町村からの情報提供含む）等により把握

### （2）点検を行う箇所数及び対象エリア

- ・県内における点検箇所数 N=368箇所

①土砂災害警戒区域（土石流、急傾斜、地すべり）内にある盛土

N=41箇所

②山地災害危険地区（崩落土砂流出、地すべり、山腹崩壊）内にある盛土

N=71箇所

③大規模盛土造成地

N=261箇所

④その他の盛土

N=48箇所

### （3）点検方法

- ①許可・届出等の必要な手続きが行われているか
- ②手続き内容と現地の状況が一致しているか
- ③盛土法面に変状はないか、排水設備は健全であるか等を確認
- ④禁止事項に該当していないか確認

## 4 今後のスケジュール

- ・11月頃を目途に当該時点での点検結果及び対応事例等を国に報告予定